

利用料金(居住費・食費)変更のお知らせ

平素よりまこと介護医療院の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、このたび令和7年8月1日より、居住費および食費の一部料金改定を行うこととなりました。詳細につきましては下記及び別紙料金をご確認ください。

なお、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方(補足給付の対象者)につきましては、今回の改定による影響はございません。ご請求金額にも変更はありませんのでご安心ください。

■ 居住費について

多床室(4人部屋)の居住費が、1日あたり **280 円の増額**となります。

以前からご案内しておりましたが、令和7年8月1日付の介護保険制度改定に伴い、介護医療院において「医療院室料相当額控除(26単位/日)」が新たに設けられ、控除分を居住費として利用者様にご負担いただくこととなったためです。昨今の水道光熱費の高騰も踏まえ、上記の金額に改定いたします。裏面に厚生労働省発行の通知も掲載しております。合わせてご確認ください。

■ 食費について

食費につきましては、1日あたり **100 円の増額**となります。

米をはじめとする食材費の高騰、及び委託給食会社からの契約料金値上げによるものです。

「献立セレクトの廃止」や「厨房業務の一部を施設職員で対応する」など、給食会社の業務量調整を行うことで価格の据え置きに努めましたが、やむを得ず上記金額への改定を決定いたしました。大変急なご案内になり申し訳ございませんが、何卒ご理解下さい。

【改定金額一覧】

費用区分	8月1日以降	7月31日まで
居住費(第4段階)・多床室	910 円	630 円
居住費(第4段階)・個室	変更なし	1,810 円
食費(第4段階)	1,850 円	1,750 円

お手数をおかけいたしますが、同封の「利用同意書」に必要事項をご記入のうえ、**令和7年7月31日までに**、同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。ご不明な点やご相談がございましたら、支援相談員までお尋ねください。

医療法人 清水会
まこと介護医療院
院長 柴田 和男

介護保険施設等に入所する一部の方の居住費が 令和7年8月1日から変わります

介護老人保健施設、介護医療院を利用する一部の方^(注)の居住費(基準費用額)が、
令和7年8月から、**260円(日額)**引き上がります。

※ 従来から低所得の方への補助(補足給付)の対象となっている方の負担限度額は変わりません。

		基準費用額	負担限度額（負担いただく日額）		
			第1段階	第2段階	第3段階 ①・②
多床室	特養等	915円	0円	430円	430円
	老健・医療院（注）	697円	0円	430円	430円
	老健・医療院等	437円	0円	430円	430円
従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円
	老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円
ユニット型個室の多床室		1,728円	550円	550円	1,370円
ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円

(注)「**その他型**」もしくは「**療養型**」の介護老人保健施設^(※)又は「**Ⅱ型**」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。

※ 算定日が属する計画期間の前の計画期間の最終年度(ただし、令和7年8月から令和9年7月までは令和6年度の実績)において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が7か月以上であること。

(参考)補足給付の対象となる方(令和7年8月～)

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 ※非課税年金も含む		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額 ^(※) +合計所得金額80.9万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額 ^(※) +合計所得金額が80.9万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額 ^(※) +合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。